1－2

申　入　書

区名について精力的に審議を重ねておられる貴職に敬意を表します。本件については候補名の絞り込みが大詰めを迎えるなか、関係地域審議会等の合意が成立しない場合、「旧市町村名は除外する」と聞き及んでおります。

こうした状況に直面して当地区の地域審議会委員は、「両地区の地域審議会の合意がないことをもって、それが新津を除外する理由になり得るのか」「いったい住民の意向をどう受け止めているのか」「そもそも旧市町村名を排除したいという前提で基本的な考え方が整理されたのではないか」「なぜ旧市町村名は一体感の醸成を図るうえで支障になるのか」等々、程度の差こそあれ困惑、疑念、不信、不満が複雑に交錯しております。

新津地区地域審議会は、区名については関心を持ちつつもこれまで静観してまいりました。なぜならば、住民が意思表示をする機会が貴職のスケジュールに明記されていたからであります。そして住民の意向を斟酌しない答申などあり得ないと確信していたからであります。ご承知のとおり、5 区については住民は明確に意向を示しました。にもかかわらず、検討委員会はこの重い事実を受け止めない姿勢を堅持していることから、当地区の地域審議会としても「看過できない現状」との認識から動かざるを得なくなった次第であります。

住民は、ただ単に「新津という名前を消したくない」という動機で応募したものではありません。時の流れを歴史的認識に立って大局的に見つめ、今を生きる我々は次の世代のために何をなすべきかを見定めつつ、冷静に自身の意向を示したものであると理解しております。

分権型を「自分たちの地域のことは自分たちの知恵と責任で決めていくこと」と解釈するならば、このたびの区名案募集への住民参加は、言わば分権型に向けた最初の作業でありました。この事実と結果は尊重されなければならないと考えております。

そこで新津地区地域審議会は、意向調査の実施の際、「新津」の名称を候補の一つとされるよう、重大な決意を持って強く申し入れするものであります。

なお、意向調査は当該区域内の住民を対象として実施されるよう併せて申し入れます。

平成 18 年 1 月 12 日

新津地区地域審議会